

私道整備助成金

助成金の手引き



令和6年度4月

城里町都市建設課

目 次

助成制度のあらまし	1
1. 制度の内容及び目的	1
2. 助成対象の団体	1
3. 助成金の交付対象となる私道の要件	1
4. 事前協議について	2
5. 各助成金の申請について	2
6. 審査・決定について	3
7. 助成事業の開始について	3
8. 助成事業の完了と検査について	4
9. 町道移管助成事業と町道移管助成事業以外の助成事業について	4
10. 助成金の交付額について	4
I 道路愛護団体の設立まで	5
1. 道路愛護団体の設立	5
II 助成金交付申請から完了まで	6
1. 私道整備助成事業事前協議申出書の提出	6
2. 私道整備助成事業対象可否の通知	6
3. 私道整備助成金交付申請書の提出	6
4. 私道整備助成金交付（不交付）決定の通知	9
5. 第三者（事業者）と事業契約を締結	9
6. 私道整備助成金概算払請求書の提出	9
7. 私道整備助成金変更等承認申請書の提出	9
8. 私道整備助成金変更承認（不承認）の通知	9
9. 私道整備助成事業完了届の提出	10
10. 完了検査	10
11. 助成金の額の確定	10
12. 私道整備助成金交付請求書及び、 私道整備助成金概算払精算書の提出	11
13. 支払手続き	11
14. 助成金の受取・事業者への支払い	11
15. 私道の維持管理	11
III 私道整備助成金交付の流れ	12

助成制度のあらまし

1. 制度の内容及び目的

近年、高度経済成長とともに築造された道路の多くは、経年劣化が進行し、舗装の打ちかえなどの補修工事を必要とする時期を迎えています。

このような状況を踏まえ、一般の通行に使用されいながら用地の権利関係や構造上の問題で、町の寄附の要件を満たせず公道化できないもの、あるいは土地の所有者が公道化を希望しない私道及び、「私道路用地の寄附の受入れに関する要綱」に規定する受入れ要件を満たすために実施する整備事業に対し、経費の一部を支援することで、町民の皆様の生活環境の向上を目的としております。

2. 助成対象の団体

この制度により助成を受けようとする場合は、道路愛護団体又は、認可地縁団体の設立が必要となります。

なお、個人の所有に属する私道が助成対象となり、個人の所有以外の私道は、助成事業の対象外です。

3. 助成金の交付対象となる私道の要件

(1) 町道移管助成事業（助成事業完了後、町に私道を移管する場合）

ア 起点及び終点が国道、県道若しくは町道に接続するもの又は起点が公道に接続する袋路状のもので起点から最終に位置する一戸建専用住宅又は兼用住宅（以下「住宅」という。）の敷地までの延長が35メートル以上の私道であること。

イ 私道に接する所有者の異なる住宅（塀、柵等が設置されていることにより、当該私道路用地をその敷地との通行のために利用しないものを除く。）が3以上あること。

ウ 私道の幅員が4メートル以上であること。

エ 私道の所有者、沿道地権者等の関係者総意による町道移管の要望がなされていること。

オ 私道に所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、抵当権の登記がされている場合であって、町道移管を受けるまでに当該登記の抹消が見込まれると町長が認めたときは、この限りでない。

カ 道路として20年以上使用され、現に生活の用に供していること。

キ 私道上（私道の地下及び上空を含む。）に一般交通及び整備に支障となる工作物その他の占用物件が設けられていないこと。

ク 私道と隣接地との境界が確定していること。

(2) (1)以外の助成事業（助成事業完了後、継続して、私道を維持管理する場合）

- ア 私道の幅員が1.8メートル以上であること。
- イ 私道の所有者、沿道地権者等の関係者総意による工事実施の要望がなされていること。
- ウ 道路として20年以上使用され、現に生活の用に供していること。
- エ 私道上（私道の地下及び上空を含む。）に一般交通及び整備に支障となる工作物その他の占用物件が設けられていないこと。
- オ 私道と隣接地との境界が確定していること。

4. 事前協議について

助成金を受けようとする団体は、あらかじめ城里町私道整備助成事業事前協議申出書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて担当課に提出し、助成事業に係る事前協議を行う必要があります。なお、申請は、代表を立て、代表者の方が助成事業の事前協議、各申請その他の手続きを行います。

※申請には私道や沿道地権者全員の同意が必要になりますので、関係者全員の意見を取りまとめ、事前協議の申請を行ってください。

（申出署に添付する書類）

- ・私道の位置図（縮尺率が2,500分の1程度のもの）
- ・私道の登記事項証明書
- ・公図の写し
- ・その他町長が必要と認める書類

5. 各助成金の申請について

申請は、私道整備助成金交付申請書（様式第6号）に各助成金ごとに定められた書類を添付して申請してください。なお、申請書の提出期限は、当該年度の10月末日までとなります。

(1) 測量等助成金

（内容）道路用地の確定や土地分筆登記等の経費に対する助成金。

（申請書に添付する書類）

- ・誓約書（様式第7号）
- ・委任状兼承諾書（様式第8号）
- ・暴力団員でない旨の誓約書（様式第9号）
- ・私道の位置図
- ・私道の公図の写し
- ・測量計画区域図
- ・私道所有者町道移管同意書（様式第10号）
- ・私道の登記事項証明書
- ・資金計画書（様式第11号）
- ・測量等委託費見積書
- ・現況写真
- ・その他町長が必要と認める書類

(2) 工事設計等助成金

(内容) 道路整備工事のための路線測量、実施設計の経費に対する助成金。

(申請書に添付する書類)

- ・誓約書(様式第7号)
- ・委任状兼承諾書(様式第8号)
- ・暴力団員でない旨の誓約書(様式第9号)
- ・私道の位置図
- ・私道の公図の写し
- ・工事計画区域図
- ・私道の登記事項証明書
- ・資金計画書(様式第11号)
- ・工事設計等委託費見積書
- ・現況写真
- ・その他町長が必要と認める書類

(3) 舗装等工事助成金

(内容) 舗装工事、側溝等工事、砕石敷工事、安全施設工事の経費に対する助成金。

(申請書に添付する書類)

- ・誓約書(様式第7号)
- ・委任状兼承諾書(様式第8号)
- ・暴力団員でない旨の誓約書(様式第9号)
- ・私道の位置図
- ・私道の公図の写し
- ・工事計画区域図
- ・私道の登記事項証明書
- ・資金計画書(様式第11号)
- ・工事費見積書
- ・現況写真
- ・施工図
- ・その他町長が必要と認める書

6. 審査・決定について

担当課において、私道の現地調査、書類審査、標準工事費の算定を行い、代表申請者の方に審査結果に応じた決定通知書を送付します。なお、交付決定前の工事開始は、助成事業の対象外となりますのでご注意ください。

7. 助成事業の開始について

交付決定通知が届いた日から助成事業を開始できます。請負業者と契約し、助成事業を進めてください。

8. 助成事業の完了と検査について

助成事業が完了したら、完了日から14日以内または申請年度の2月末日のいずれか早い日までに私道整備助成事業完了届（様式第18号）を提出してください。

担当課で検査を実施し、助成事業の現場が基準を満たしていない場合は手直しを命じることがあります。

9. 町道移管助成事業と町道移管助成事業以外の助成事業について

助成金の区分※1	町道移管助成事業※2	左欄以外の助成事業
① 測量等助成金	○	×
② 工事設計等助成金	○	○
③ 舗装等工事助成金	○	○

※1 助成を受ける順番は、**町道移管助成事業**（①→②→③の順番又は、①→③、③の順番）、**左欄以外の助成事業**（②→③の順番又は、③の順番）で、それぞれの助成事業を申請していただきます。ただし、当該年度の2月末日までに事業が完了する見込みである場合、2以上の区分の助成金を申請することができます。

※2 助成金の交付申請書する際、私道所有者町道移管同意書（様式第10号）を提出できる団体で、且つ、寄附の受入れに関する要綱第4条第2項の事前協議結果通知書に基づき、寄附の受入れ要件を満たすために実施する私道の整備事業が町道移管助成事業の対象となります。なお、寄附の受入れに関する要綱第4条に規定する事前協議が完了していることが助成事業を受けられる要件となります。

10. 助成金の交付額について

助成区分		助成率	助成限度額
測量等助成金	町道移管助成事業	100%	4,000,000円
工事設計等助成金	町道移管助成事業	100%	4,000,000円
	上記以外の助成事業	90%	
舗装等工事助成金	町道移管助成事業	100%	6,000,000円
	上記以外の助成事業	90%	

（注）助成金の交付額は、第13条の規定する完了届に添付された工事等明細書の額と町の設計、積算基準及び工事見積書等をもって算出する額を比較していずれか少ない額に左欄に掲げる助成区分に応じ、右欄に定める助成率を乗じて得た額とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

I 道路愛護団体の設立まで

1. 道路愛護団体の設立

- (1) 道路愛護団体の設立にあたっては、原則、私道を構成する敷地又は私道に隣接する敷地である土地を所有する者全ての方が、構成員となり、移管や工事を要望していることが必要となりますので、十分な話し合いを行ってください。
- (2) 道路愛護団体の設立の手続きは、代表者以下役員を選出し、「道路愛護団体設立届（様式第1号）及び添付書類「規約、役員名簿」を町に提出してください。また、助成金の交付申請書の際、原則、私道を構成する敷地又は私道に隣接する敷地である土地を所有する構成員全ての方の承諾に係る署名・捺印が必要となります。

※認可地縁団体の設立の手続きは、城里町役場 総務課まで問合せください。

Ⅱ 助成金交付申請から完了まで

1. 私道整備助成事業事前協議申出書の提出

助成金を受けようとする団体は、「私道整備助成事業事前協議申出書（様式第3号）」に、定められた書類を添付して町に提出してください。また、助成対象経費・助成金の額・交付申請等の事前説明を併せて申請者に行います。

※ 事業が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに事前協議申出書を提出して頂きます。

（申出書に添付する書類）

(1) 私道の位置図（縮尺率が2,500分の1程度のもの）

当該私道の位置及び、道路愛護団体又は、認可地縁団体が維持管理する区域を朱書きで箇所表示した地図等。

(2) 私道の登記事項証明書

法務局が発行する権利等が記載された書類。助成を受けようとする土地及び、当該私道に接している土地の登記事項証明書が必要。

(3) 公図の写し

法務局備え付けの公図の写し。道路愛護団体又は、認可地縁団体が維持管理する私道の区域すべてが把握できること。

(4) その他町長が必要と認める書類

- ・地縁団体申請の場合：町が発行する認可地縁団体の証明書・団体規約
- ・代表者から委任を受けた者が申請する場合：団体代表者の委任状（任意様式又は、様式第8号）

2. 私道整備助成事業対象可否の通知

町は、団体より提出された私道整備助成事業事前協議申出書に基づき、現地調査その他の必要な調査を行い、「私道整備助成事業対象審査結果通知書」（様式第5号）により結果を団体に通知します。

3. 私道整備助成金交付申請書の提出

助成事業を行う私道として認められた団体は、「私道整備助成金交付申請書（様式第6号）」に、各助成金ごとに定められた書類を添付して町に提出してください。

※ 事業が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに申請していただきます。

◆各助成金共通書類の添付書類

(1) 誓約書（様式第7号）

団体代表者からの誓約書。

(2) 委任状兼承諾書（様式第8号）

・道路愛護団体：原則、助成申請区域の**私道所有者**（共有名義の場合は、共有者全員からの同意が必要です。）及び、**沿道地権者全員**の委任兼承諾書が必要です。

・認可地縁団体：助成申請区域の私道所有者及び、沿道地権者で構成する認可地縁団体である場合、助成事業に係る総会等の議事録又は、議決証明の提出により、委任状兼承諾書を省略することができます。

(3) 暴力団員でない旨の誓約書（様式第9号）

原則、助成事業区域の**私道所有者**（共有名義の場合は、共有者全員からの同意が必要です。）及び、**沿道地権者全員**からの誓約書が必要です。

◆測量等助成金の添付書類

(1) 私道の位置図（縮尺率が2,500分の1程度のもの）

当該私道の位置及び、団体が維持管理する区域を朱書きで箇所表示した地図等。

(2) 私道の公図の写し

法務局備え付けの公図の写し。団体が維持管理する私道の区域すべてが把握できること。

(3) 測量計画区域図

当該私道の測量箇所について、道路幅員及び延長を記入した平面図。

(4) 私道所有者町道移管同意書（様式第10号）

私道所有者の同意書。移管される全ての私道所有者からの同意が必要です（共有名義の場合は、共有者全員からの同意が必要です）。ただし、**私道所有者が認可地縁団体である場合**、移管に係る総会等の議事録又は、議決証明の提出のうえ、**団体名で提出する必要があります**。

(5) 私道の登記事項証明書

法務局が発行する権利等が記載された書類。助成を受けようとする私道及び当該私道に接している土地の登記全部事項証明書の写しが必要です。

(6) 資金計画書（様式第11号）

助成金事業の資金計画が記載された書類。

(7) 測量等委託費見積書

見積内訳明細書を含む、見積書が必要です。

(8) 現況写真

当該私道の測量箇所の現況写真。

(9) その他町長が必要と認める書類

・認可地縁団体：町が発行する認可地縁団体の証明書・団体規約・構成員名簿

◆工事設計等助成金の添付書類

- (1) 私道の位置図（縮尺率が2,500分の1程度のもの）
当該私道の位置及び、団体が維持管理する区域を朱書きで箇所表示した地図等。
- (2) 私道の公図の写し
法務局備え付けの公図の写し。団体が維持管理する私道の区域すべてが把握できること。
- (3) 工事計画区域図
当該私道の工事箇所について、道路幅員及び延長を記入した平面図。
- (4) 私道の登記事項証明書
法務局が発行する権利等が記載された書類。助成を受けようとする私道及び当該私道に接している土地の登記全部事項証明書の写しが必要です。
- (5) 資金計画書（様式第11号）
助成金事業の資金計画が記載された書類。
- (6) 工事設計等委託費見積書
見積内訳明細書を含む、見積書が必要です。
- (7) 現況写真
当該私道の設計箇所の現況写真。
- (8) その他町長が必要と認める書類
・認可地縁団体：町が発行する認可地縁団体の証明書・団体規約・構成員名簿

◆舗装等工事助成金の添付書類

- (1) 私道の位置図（縮尺率が2,500分の1程度のもの）
当該私道の位置及び、団体が維持管理する区域を朱書きで箇所表示した地図等。
- (2) 私道の公図の写し
法務局備え付けの公図の写し。団体が維持管理する私道の区域すべてが把握できること。
- (3) 工事計画区域図
当該私道の工事箇所について、道路幅員及び延長を記入した平面図。
- (4) 私道の登記事項証明書
法務局が発行する権利等が記載された書類。助成を受けようとする私道及び当該私道に接している土地の登記全部事項証明書の写しが必要です。
- (5) 資金計画書（様式第11号）
助成金事業の資金計画が記載された書類。
- (6) 工事設計等委託費見積書
見積内訳明細書を含む、見積書が必要です。
- (7) 現況写真
当該私道の工事箇所の現況写真。
- (8) 施工図
当該私道の工事箇所の施工図。
- (9) その他町長が必要と認める書類
・認可地縁団体：町が発行する認可地縁団体の証明書・団体規約・構成員名簿

4. 私道整備助成金交付（不交付）決定の通知

町は、提出された私道整備助成金交付申請書に基づき、内容を審査し「私道整備助成金交付決定通知書」（様式第 12 号）又は、「私道整備助成金不交付決定通知書」（様式第 13 号）を団体に通知します。

5. 第 3 者（事業者）と事業契約を締結

私道整備助成金交付決定通知書を受けた団体は、業者の選定及び契約を町の指導のもと行っていただきます。

また、契約が完了しましたら速やかに「私道整備助成事業着手届」（様式第 15 号）に当該契約書の写しを添付し、町に提出してください。

※事業契約の相手方は、助成事業に掲げる測量・舗装工事等の資格を有する事業者と事業契約する必要があります。なお、「助成事業に係る町の完了検査があり、手直しの指摘があるかもしれないこと。」「測量成果資料・工事竣工書類等の完了書類を町に提出すること。」等、町の指導事項があることを事業者に見積提出時や契約前に説明してください。

6. 私道整備助成金概算払請求書の提出

私道整備助成金交付決定通知書を受けた団体で、事業の円滑な遂行上、概算払いを請求するときは、「私道整備助成金概算払請求書」（様式第 14 号）を町に提出してください。町は、概算払の内容を審査し、適当と認めるときは、概算払いを行います。

なお、概算払いをすることができる上限は、交付を決定した助成金額の 4 割が上限となります。

※ 振込銀行口座は個人名義にしないで下さい。

7. 私道整備助成金変更等承認申請書の提出

助成金の交付決定後に交付申請書記載事項につき変更を加えようとするとき、又は助成金の交付に係る事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、「私道整備助成金変更等承認申請書」（様式第 16 号）に当該変更に係る書類を添付して町に提出してください。ただし、「助成目的の達成に何らの支障がないと認められる経費の配分の変更」「助成対象経費の 1 割を超えない範囲内での増減の変更」は、軽微な変更として、「私道整備助成金変更等承認申請書」を省略することができます。

8. 私道整備助成金変更承認（不承認）の通知

町は、提出された私道整備助成金変更等承認申請書に基づき、内容を審査し「私道整備助成金変更承認（不承認）通知書」（様式第 17 号）を団体に通知します。なお、変更交付額は、助成限度額内の範囲において、交付を決定した助成金額の 3 割を上限に予算の範囲内において、変更する交付額を決定します。

9. 私道整備助成事業完了届の提出

助成事業が完了した団体は、助成事業が完了した日から起算して14日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに「私道整備助成事業完了届」（様式第18号）に次の書類を添付して町に提出してください。

(1) 契約書又は請書の写し

交付決定を受けた助成事業の契約書又は請書の写し。ただし、事業着手届の添付書類に提出した当該契約書に変更が生じないときは、省略することができます。

(2) 請負業者からの請求書の写し又は領収書の写し

交付決定を受けた助成事業の請求書の写し又は領収書の写し。

※契約書の請負金額と請求額又は領収額は同額であることを確認してください。

(3) 請負業者からの工事等明細書の写し及び出来高数量表の写し

請求書の写し又は領収書の写しの根拠となる工事等明細書の写し及び出来高数量表の写し。ただし、出来高数量表にあっては、工事等明細書に出来高数量に関する項目・数量が計上されているときは、省略することができます。

(4) 完成図書の写し

町に提出する完成図書に準じた測量成果・竣工書類。

(5) 舗装等工事にあつては、面積計算書の写し及び工事写真

助成事業を実施した工事範囲の面積計算書及び、町に提出する工事写真に準じた着工前、工事中、竣工写真。

(6) その他町長が必要と認める書類

10. 完了検査

町は、提出された私道整備助成事業完了届及び、現場立会検査に基づき、交付決定の内容を審査します。なお、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していないと認める場合は、団体に対し手直しを指示します。

11. 助成金の額の確定

町は、完了検査の結果、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認める場合は、交付すべき助成金の額を確定し、「私道整備助成金確定通知書」（様式第19号）を団体に通知します。なお、助成金の額は、完了届に添付された工事等明細書の額と茨城県積算基準等を準用する町の積算基準、設計及び工事見積書等をもって算出する額を比較して、いずれか少ない額に助成率を乗じた額となります。

12. 私道整備助成金交付請求書及び、私道整備助成金概算払精算書の提出

私道整備助成金の確定通知を受けた団体は、「私道整備助成金交付請求書」（様式第20号）を町に提出してください。また、概算払いを受けた団体は、「私道整備助成金概算払精算書」（様式第21号）契約に基づく支払いが完了したことを証明する書類等を添付し、町に提出してください。

※ 振込銀行口座は個人名義にしないで下さい。

13. 支払手続き

私道整備助成金交付請求書が提出された後、町は、指定された振込銀行口座に助成金を振り込みます。

14. 助成金の受取・事業者への支払い

助成金を受けた団体は、事業者に対し、契約に基づく支払い手続きをしてください。

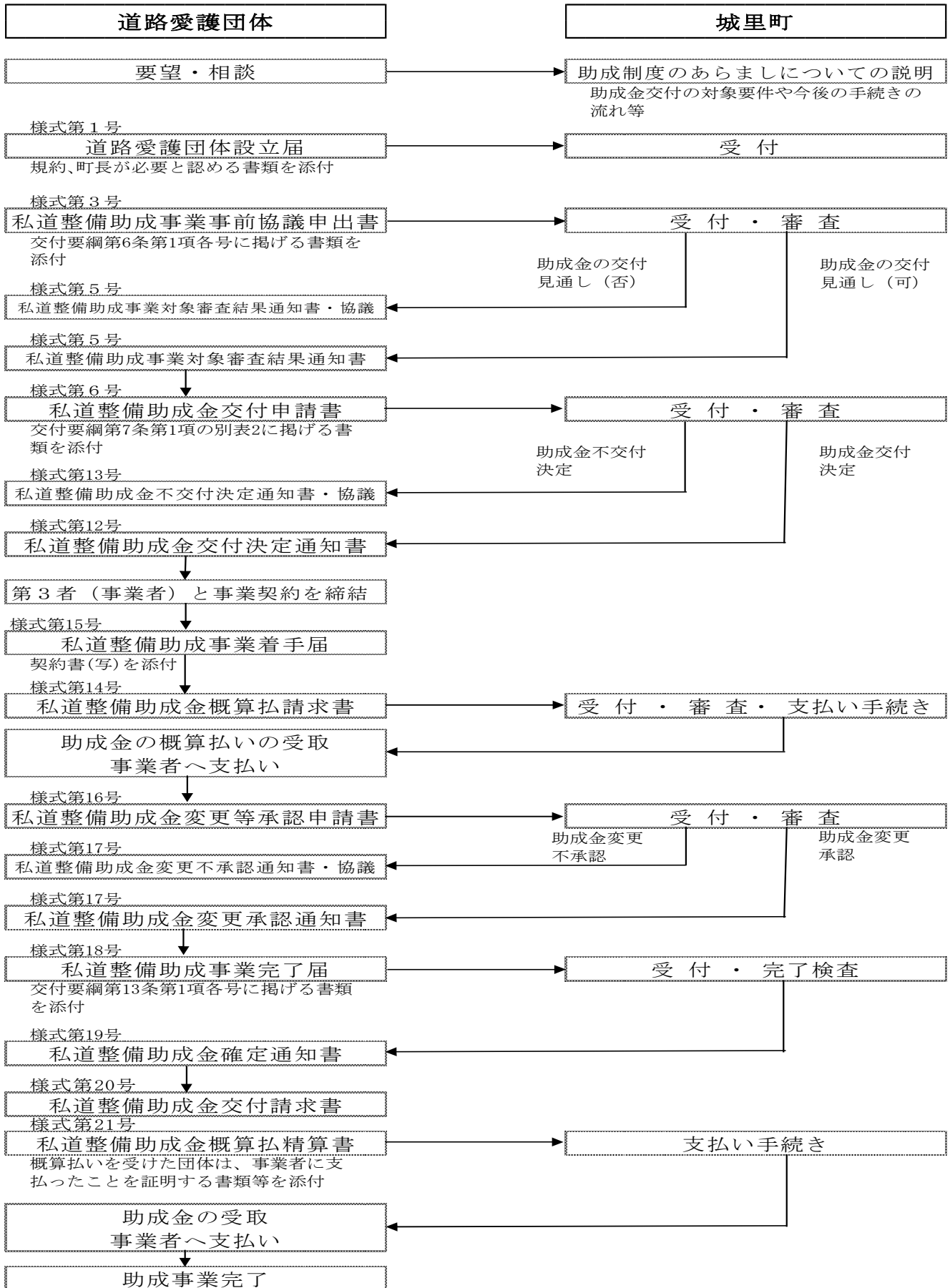
15. 私道の維持管理

団体は、助成事業を行った私道について、当該道路の機能を損なわないように適正な維持管理に努めてください。

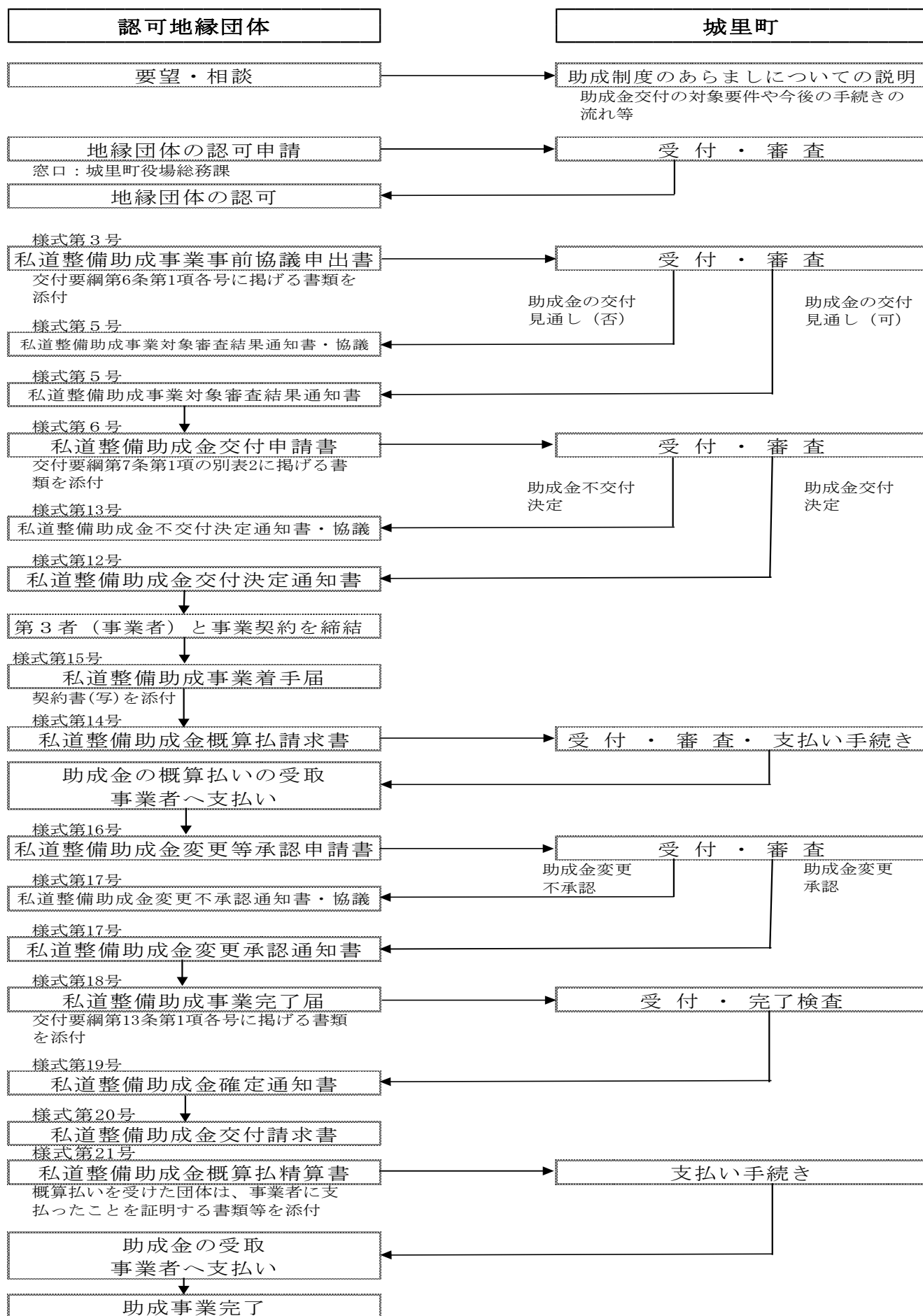
以上で私道整備助成金の助成事務は完了です。

Ⅲ 私道整備助成金交付の流れ

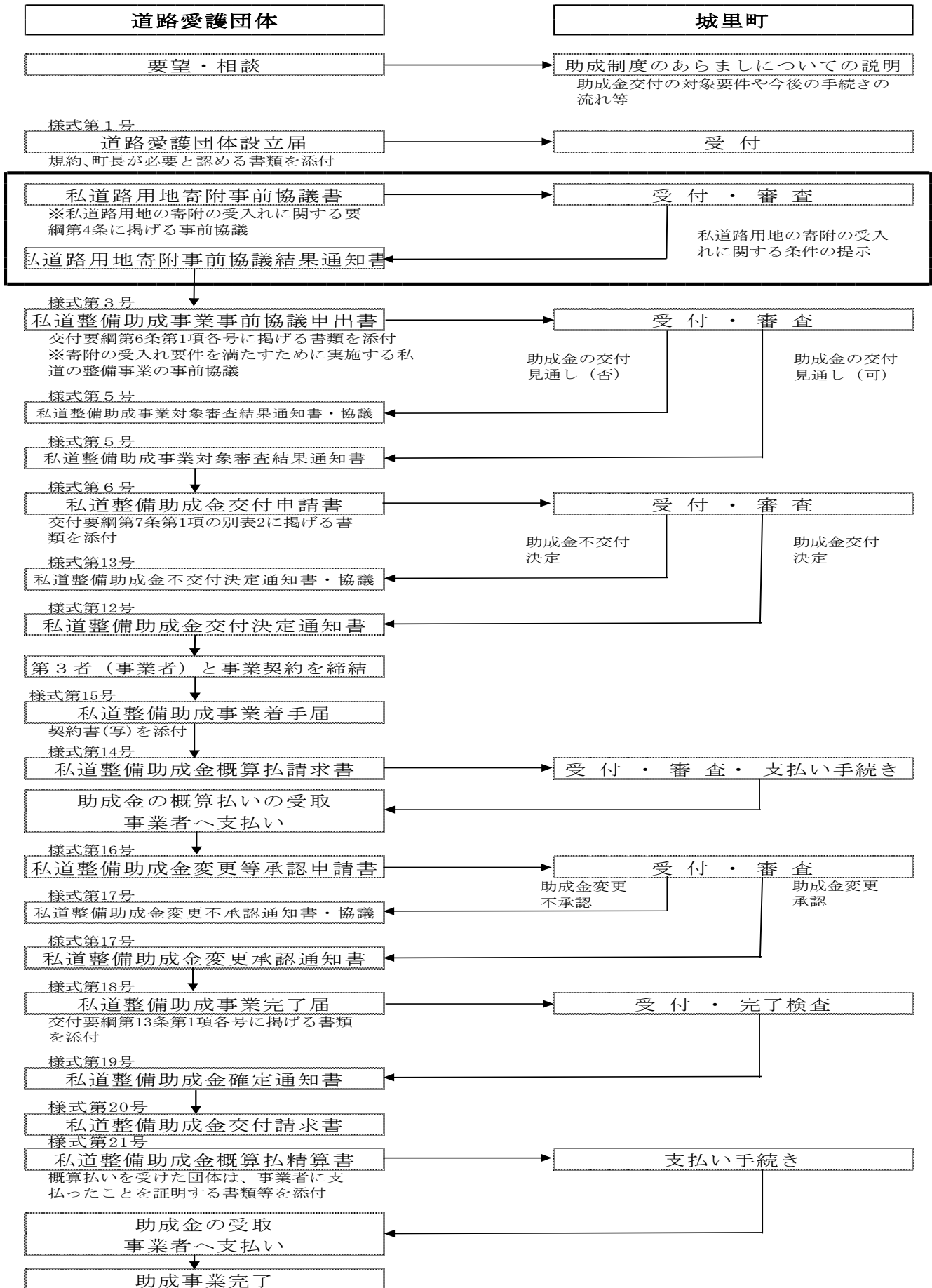
町道移管助成事業以外の助成事業



町道移管助成事業以外の助成事業



町道移管助成事業



町道移管助成事業

